



福島医発第1746号(地)
平成27年 9月30日

各医師会長殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「日本医師会 医療事故調査費用保険」について(追加情報)

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

日本医師会医療事故調査費用保険については、平成27年7月24日付福島医発第1197号(地)にてお知らせしているとおりでありますが、今般、日本医師会より別紙のとおり追加情報が参りました。

本調査費用保険は日医A1会員が「管理者」である99床以下の病院または診療所における医療事故調査費用が対象ですが、法人立の99床以下の病院または診療所の場合、開設者は個人ではなく、医療法人等の法人となります。日医A1会員となっているのはあくまでも先生方おひとりずつであり、この保険は「会員(人)」ごとに補償を用意する考え方をベースとしているため、法人が開設者として負担する医療事故調査費用については、A1会員(管理者)の保険を適用することとなります。

従って、同一法人が複数の医療機関を有している場合、管理者が日医A1会員でない医療機関は保険の対象から外れることになりますのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員の法人立で99床以下の病院または診療所におかれましては、改めて管理者の日医会員区分についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、一人医師医療法人におきましては、個人立として取り扱われることを申し添えます。

小郡三井医師会より

医事調停担当理事 白石恒明
会長 廣瀬真恵

(法安 75)

平成 27 年 9 月 9 日

都道府県医師会
医療事故調査制度担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 定臣

「日本医師会医療事故調査費用保険」について（追加情報）

本年 10 月から施行される医療事故調査制度において、各医療機関として院内事故調査のための費用を十分に調達できるしくみが必要との考えから、日本医師会が、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を創設したことは、本年 7 月 10 日付文書(法安 47)にてご案内のとおりです。

今般、この保険に関して、複数医療機関を開設・管理するケースに対するお問い合わせが多いことから、別紙のとおり整理いたしましたので、お送りいたします。貴会におかれましても本保険の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

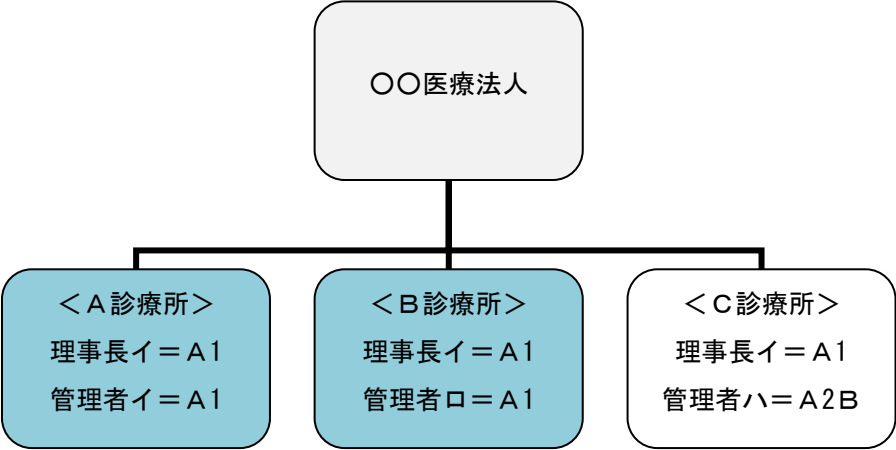
日本医師会 医療事故調査費用保険 保険適用対象について

<法人立の場合>

日医A1会員が「管理者」である99床以下の病院または診療所における医療事故調査費用が対象となります。

※法人立の場合、開設者は個人ではなく医療法人等の法人となります。日医A1会員となっているのはあくまでも先生方おひとりずつであり、この保険は「会員（人）」ごとに補償を用意する考え方をベースとしているため、法人が開設者として負担する医療事故調査費用については、A1会員（管理者）の保険を適用することとしています。

従って、同一法人が複数の医療機関を有している場合、管理者が日医A1会員でない医療機関は保険の対象から外れることになります。



（法人立）	開設者	理事長	管理者	保険
A診療所	医療法人	イ医師（A1）	イ医師（A1）	○
B診療所	同上	イ医師（A1）	ロ医師（A1）	○
C診療所	同上	イ医師（A1）	ハ医師（A2B会員）	×



※C診療所の場合「ハ医師（管理者）がA1会員になる」もしくは「都道府県医師会の保険に加入する」ことが必要となります。

※一人医師医療法人の取り扱い

日医会員情報の開設主体が「一人医師医療法人」となっている場合は、個人立として扱い、保険を適用します（開設者＝理事長であるA1会員個人とみなして、保険の対象とします）。

（法人立）	開設者	理事長	管理者	保険
診療所	一人医師医療法人	イ医師（A1）	ハ医師（A2B会員）	○

＜個人立の場合＞

日医A1会員が「開設者」もしくは「管理者」である99床以下の病院または診療所における医療事故調査費用が対象となります。

（個人立）	開設者	理事長	管理者	保険
A診療所	イ医師（A1）	—	イ医師（A1）	○
B診療所	イ医師（A1）	—	ロ医師（A1）	○○
C診療所	イ医師（A1）	—	ハ医師（A2B会員）	○

※この保険は「A1会員（人）」ごとに保険期間中500万円までの補償となっています。

従ってB診療所の場合「イ医師（A1）」「ロ医師（A1）」の2会員分の保険が適用出来るため、支払限度額は500万円×2＝1,000万円となります。

一方、開設者であるイ医師においては、A～C診療所の全てが対象となりますが、補償限度額は500万円（各医療機関毎に500万円ではなく、イ医師総額で500万円）となります。

福岡県医師会
平成27年 7月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「日本医師会 医療事故調査費用保険」の創設について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本年10月から施行される医療事故調査制度におきましては、医療事故が発生した医療機関において、医療事故調査等支援団体（福岡県医師会）の協力を得つつ、院内事故調査を確実に実施することが、極めて重要になりますが、一方で、確実な調査を実施するためには、各医療機関として院内事故調査のための費用（解剖費や外部委員への謝金等）を十分に調達できるしくみが必要であります。

今般、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を新たに創設することといたしました。去る6月28日の第135回日本医師会定例代議員会、7月1日の日医定例会見でも発表がありましたとおり、この保険は、医療事故調査制度の下で院内事故調査の費用を補填することを趣旨としており、日本医師会が契約者となり、対象に該当する「A1会員」を被保険者とする保険契約を、保険会社と締結するしくみとしており、**対象となる会員の先生には、保険料の支払いや保険加入手続きなどのご負担は発生いたしません。**具体的内容につきましては、下記に内容にもとづき、金融庁の認可を取得しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、下記の保険対象とならない100床以上の病床を有する病院に関わる保険については、現在、低廉な保険料で、希望する医療機関が加入できる商品を保険会社に開発していただいておりますので、改めてご連絡させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

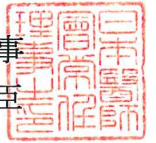
1. 時 期：平成27年10月1日（保険契約始期日）
2. 内 容：
 - (1) 商品名：「日本医師会医療事故調査費用保険」
 - (2) 被保険者：日本医師会 A1 会員のうち個人・法人の設置主体を問わず全ての診療所及び病院（99床以下）の開設者及び管理者

(法安 47)

平成 27 年 7 月 10 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
今村 定臣



「日本医師会 医療事故調査費用保険」の創設について

本年 10 月から施行される医療事故調査制度におきましては、医療事故が発生した医療機関において、地域の医療事故調査等支援団体の協力を得つつ、院内事故調査を確実に実施することが、極めて重要になりますが、一方で、確実な調査を実施するためには、各医療機関として院内事故調査のための費用を十分に調達できるしくみが必要であります。

今般、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を新たに創設することといたしました。去る 6 月 28 日の第 135 回日本医師会定例代議員会、7 月 1 日の本会定例会見でもご案内のとおり、この保険は、医療事故調査制度の下で院内事故調査の費用を補填することを趣旨としており、日本医師会が契約者となり、対象に該当する「A1 会員」を被保険者とする保険契約を、保険会社と締結するしくみとしており、対象となる会員の先生には、保険料の支払いや保険加入手続きなどのご負担は発生いたしません。具体的にはすでに幹事保険会社において、下記内容にもとづき、金融庁の認可を取得しておりますので、ここにご報告申し上げます。

なお、下記の保険対象とはならない 100 床以上の病床を有する病院に関わる保険につきましても、同様に低廉な保険料で、希望する医療機関が加入できる商品を開発するよう、本会から各保険会社に依頼していることを付け加えさせていただきます。

貴会におかれましても本保険の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記



各医師会通知

1. 時 期 : 平成 27 年 10 月 1 日(保険契約始期日)

2. 内 容:

- (1) 商品名:「日本医師会医療事故調査費用保険」
- (2) 被保険者:日本医師会 A1 会員のうち個人・法人の設置主体を問わず全ての診療所及び病院(99 床以下)の開設者及び管理者
- (3) 保険金を支払う場合:被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用:対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要なかつ不可欠なものとする。
 - ① 死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
 - ② 被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
 - ③ その他①または②に準ずる費用(但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする)。
- (5) 支払限度額:1 事故/保険期間中 500 万円

以上

- (3) 保険金を支払う場合：被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。
- ①死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
 - ②被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
 - ③その他①または②に準ずる費用（但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする）。
- (5) 支払限度額：1 事故/保険期間中 500 万円